

仙台市消防局庁舎売店業務委託仕様書

1 業務名

仙台市消防局庁舎売店業務

2 業務場所

仙台市青葉区堤通雨宮町 2 番 15 号 仙台市消防局庁舎 2 階

売店本体の面積 約 15 m²

3 契約期間

令和 7 年 12 月又は令和 8 年 1 月（予定）から 1 年（最長で 5 年間まで更新可）

※営業開始日については、市と協議したのちに決定する。

ただし、契約違反その他の事情により市が業務委託を継続することができないと認めるときは、ただちに契約を打ち切ることができるものとします。

契約期間が満了した時または契約を打ち切られた場合、直ちに受託業者の負担で原状に回復していただきますが、受託業者はその際、市に対して一切の補償を請求することはできません。

4 業務の範囲及び具体的内容

(1) 業務の目的

職員に食料品等物品を販売する業務

ア 営業日及び営業時間

原則として営業は年中無休とし、営業時間は 24 時間営業とする。ただし、棚卸等により一時的に販売を中止する場合、市と協議を行うこと。

イ 販売形式

軽食、飲料水及び菓子等を陳列し、販売すること。なお、運営にあたって店員の常駐は必須としないが、無人営業の場合、防犯カメラ等による所要のセキュリティ対策を講じるとともに、商品購入に係る支払いを無人決済等の手法により可能とすること。

ウ 提供価格

できるだけ廉価に販売すること。

エ 委託料等

市はこの業務に委託料を支払いません。また、赤字が生じても補填はいたしません。

オ 運営方法

受託者は、売店利用者から直接料金を収受してください。なお、販売手数料は徴収いたしません。

カ 経費の負担（使用料等）

- ・行政財産の使用料 求めない

※毎年、行政財産目的外使用許可申請及び使用減免申請書の提出が必要です。

- ・光熱水費 受託者の負担（子メーターの設置を含む）

- ・建物の修繕 市と協議

- ・設備・備品 現状で貸与し修繕及び更新は受託者の負担

- | | |
|--------|--------|
| ・消耗品 | 受託者の負担 |
| ・清掃 | 同上 |
| ・ごみの回収 | 求めない |

(2) 運営の方針その他

ア 利用者の意見を反映させて、サービス向上に努めること

イ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項（下記URL参照）に準じて、合理的配慮の提供を行うこと

<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>

ウ 庁舎施設の使用及び業務の遂行にあたっては、仙台市の環境マネジメントシステムの運用に協力し、環境汚染の防止、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量及びリサイクルなど、環境への影響に配慮して行うこと

エ 物品等の調達にあたっては、グリーン購入法の判断の基準を満たすこと

オ 市が公用で物品を調達する場合、口座振替による支払いができること

カ 災害時に市が必要とする物品の調達・提供等の協力を行うこと

(3) 希望販売品目

軽食（おにぎり、パン、カップラーメン等）、菓子類及び飲料水等の販売（酒類の販売は不可）